

自発性と複数性

——アーレントにおける「自発性」概念をめぐる試論（上）

麻生博之

- 一 はじめに
- 二 政治的自由と自発性の自由
- 三 予測・予見の不可能性
- 四 出生性と唯一性 「以上、本号」
- 五 複数性という前提
- 六 呼応としての自発性
- 七 結びにかえて

一 はじめに

自由のとらえ方にはさまざまなものがあるとしても、しばしば自由は、何らかの意味で個人の自己 (self) に裏うちされたものとして——たとえば、個人の自己決定、自律、自己統治といったかたちで——把握されてきた。とはいえ、その一方で、自由を個人の自己ではなく、むしろある種の社会的な関係、他者たちとの関わりにもとづくものとしてとらえる立場も、やはり多様なかたちをとってきたといえる。

東京経済大学 人文自然科学論集 第一五〇号

自由をめぐるハンナ・アーレントの思考が、人びとの間の関係のうちに自由を把握するそうした立場のひとつとなることは、おそらく論を俟たないであろう。アーレントにとって自由とは、たとえばアクセル・ホネットの言葉をもちいていえば、「公共的領域」でのみ到達可能な「コミュニケーション的 (kommunikativ) 自由」にほかならず、ジュディス・パトラーとともにいうなら、「私たちの間の、あるいはむしろ私たちの間の関係 (a relation between us, or, indeed, among us) として生起する」ものこそ意味する⁽¹⁾。

ただし、そもそもそうとうに多義的なアーレントの自由の概念のなかでも、とくに「自発性」(英 spontaneity・独 Spontaneität) の概念に注意を向けるなら、いわば事情が少し異なってくるように思われる。というのも、アーレントがやはり自由のひとつの核心とみなす自発性という意味での自由は、そのものとしてはむしろ「個体性」に根ざすものとみなされており、それゆえに、関係のうちに見いだされる自由のあり方とじつは相容れないものであるようにも考えられるためである。

本稿で考えてみたいのは、この点にかかわる問題である。つまり、アーレントの思考において、自発性としての自由の概念は、関係のうちこそ自由を把握しようとするその視点と、はたして整合的なものでありうるのか、あるいはいかなる意味で関連しうるのか、そうした点を検討してみることが本稿の主たる課題となる。結論を先どりして、やや一般化したかたちでいえば、一方では個体性にいわばその根柢を見出しながらも、他者との関わりにおいてはじめて可能になるようなものとして自発性をとらえなおす視点を、自由をめぐるアーレントの思考のもとにつかみ出してみること、そのことを以下では試みたい。まずは、問題となる二つの自由の基本的な成り立ちをアーレントのテクストにそくして整理したうえで、あらためて問題を設定することから始めたい。

二 政治的自由と自発性の自由

(1) 複数性と政治的自由

すでに示唆したとおり、アーレントの視点にとって、自由とは何より、人びとの間の関係にもとづくものとして把握される。たとえば、『政治とは何か』というタイトルで没後に出版されることになった草稿のなかで、アーレントは次のように述べている。

個人は、孤立させられては断じて自由ではない。個人が自由になりうるのは、ポリスの地に踏み入り、そこで行動する場合のみである。〔……〕自由が生じる場は、意志、思考、感

情といった何らかの人間の内面にあるのではけっしてなく、間の空間、つまり複数の人びとが共に集うかぎりでのみ生じ、それらの人びとが共にあり続ける間だけ存続しうるような、間の空間にあるのである。(WP. 99: 83)⁽²⁾

ここでいわれる「ポリス」は、ひとまず文脈的には古代ギリシアのポリスのことであるが、それだけを指すと考えなくともよい。それはより一般的にいえば、人びとが「互いに行為しあい言論を交わしあうこと」から生じ、「そうした相互性 (Miteinander) に向けて共に生きる人びとの間にある」空間のことである (VA. 249f.: 256)。そうした「間の空間」(der Zwischen-Raum) のうちでこそ、自由は生起しうる。

孤立した個人ではなく、人びとの間の関係にもとづくものとして自由を把握するこうしたアーレントの視点は、しかし考えてみれば、必ずしも自明なものとはいえないように思われる。自由は、なぜ「間の空間」でこそ生じるといえるのだろうか、そしてまた、そうした自由にはいかなるあり方が想定されているのだろうか。ここでは、アーレントの自由論におけるいくつかの基本的な論点をおさえながら、簡単に確認しておく。

まず、よく知られているとおり、アーレントはすぐれた意味での自由を、バーリンがいうような「消極的自由」からも「積極的自由」からも区別する。⁽³⁾ 一方で、消極的自由から区別されるのは、いわば「解放 (liberation) は自由の条件ではあるが、けっして自動的に自由をもたらすものではない」からである (OR. 19: 39,

cf. BPF. 147: 200, LM. 2-204: II-244)。つまり、干渉や強制の不在としての自由、「拘束」や「抑圧」からの解放は、「自由の」必要条件⁽⁴⁾であったとしても、自由を生じさせる「十分条件」ではけっしてない」とみなされるのである (LM. 2-207f: II-247)。

それでは、すぐれた自由の十分条件、いわば「自由の現実の内容」(OR. 22: 43) となるのは何であろうか。バーリンが積極的自由として規定したのは、ひとまず自己支配や自己統治というあり方であった。⁽⁴⁾アーレントは消極的自由を不十分な自由のあり方として批判的に把握する一方で、自己支配という意味での積極的自由については、いつそう明確に斥ける。アーレントのターミノロジーにしたがえば「主権」(sovereignty: Souveranität) と呼ばれる自己支配としての自由が批判される理由はいくつかあるが、とりわけその核心となるのは、人間の「複数性」(plurality: Pluralität) にかかわる論点である。すこし言葉を加えておく。

「複数性」とは、アーレントの思考において、いわば「地上における人間生活の基本的な実存的条件の一つ」(LM. I-74: I-87) とみなされるものである。それはまず、「一人の人間が、ではなく、多数の人間 (viele Menschen) が、この地上に生き、この世界に住んでいる、という事実」(VA. I7: 12) を意味する。それら多数の人間は一方で、誰もが人間として「同等」でありながら、互いに「絶対的な差異と区別」のうちにあり、各々が「唯一的な」(unique: einzigartig) 存在⁽⁵⁾である (VA. 213f: 217f, PP. 66: 141)。そうした複数の唯一的な人びとは、しかし他方で、それぞれ孤立したかたちで存在しているのではなく、避けがたく関

係のうちにあり、互いに関わりあって存在している。そのかぎり複数性はまた、いわば「人びとが相互共存的に (miteinander) 生き、行為する、かぎり、人びとの間に、生まれる空間」を裏うちするものとなる⁽⁵⁾ (DT. 223: I-287, cf. HC. 212: 340)。

自己支配としての積極的自由、つまり「主権」としての自由をアーレントが退けるひとつの理由は、こうした複数性という人間の生の条件にある。人間が行うことはすべて、つねに複数性のうちでこそ可能になり、したがって、多くの人びとの間で、相互に関連しつづなされざるをえない以上、一人の人間、単独の自己が自ら支配し統御しうるものでは断じてないためである。「主権とは、無制約的な自律と自己支配のことであるが、それは、複数性によって制約されているという人間の条件に矛盾する」のである (VA. 299: 306)。

自由とは、たんなる解放でもなく、また主権という自己支配でもありえない。だとすれば、「非-主権という条件」のもとで可能になるはずの自由 (VA. 300: 308)、すぐれた自由の積極的な内容となるのは何であるのだろうか。それは、たんに拘束されたり強制されたりしないというだけでなく、何かを行うこと、しかも自己支配的ではないかたちで何かをなしうることでなければならぬ。ひとまず抽象的なかたちでいえば、それは複数性という生の条件のもとで積極的に「他者たちとの交わり (intercourse: Verkehr)」をなす⁽⁶⁾ (cf. BPF. 147: 200, WP. 51: 41)、それぞれ唯一的で異なる人びとが対等なかたちで相互に関わり、共に「協調して」(in concert)⁽⁶⁾ 行為する⁽⁶⁾とがづきることである。

そしてそのことは、より具体的には、とりわけ「互いに語りあい、相互に納得しあうこと」(WP. 39: 30)、「つまり熟議や討議を通じて「公的な事柄への参加 (participation)」が可能であること」を意味するものとなる (OR. 22: 43, ibid. 110: 183)。

こうしてアーレントの視点からすれば、すぐれた自由は、「間の空間」のうちでこそ成り立ち、「ただ人間の複数性の領域においてのみ可能である」(LM2-200: II-339) ような、相互的で共同的な行為のあり方を意味することになる。アーレントはそうした自由を、とくに「政治的自由」(political freedom: politische Freiheit) と呼ぶ。というのも、アーレントの思考にあつて、「政治」とは何より「人間の複数性という事実にもとづく」ものとみなされる (WP. 9: 3)、それゆえ「政治的」なもの、それぞれ異なる人びとの「共同的」・「相互的」な生のあり方にかかわるものであることが強調されるためである (cf. WP. 9f: 4)。

ちなみに、このような自由のあり方と関連する点を、もうひとつだけ補足しておく。「行為」(action: Handeln⁽⁷⁾) の概念にかかわる点である。以上では特別な注意を向けていなかったが、アーレントは(その読者には周知のとおり)「行為」という語を独特な意味で用いる。『人間の条件』で明示された、「労働」(Labor: Arbeiten)・「制作」(work/fabrication: Herstellen)・「行為」という実践的な「活動」(activity) の三区分別において、労働がいわば生存の維持に必要な営みやそのための消費財の生産を指し、制作が自然支配的な技術による持続的な製品・作品の産出や創造を意味するのに対し、行為はそもそも「他者たちと関わり、他者た

ちと共同で」なされる活動 (EU. 712f: III-279)、「複数の人間を必要とする唯一の人間的能力」(OR. 167: 270) を意味する。つまりアーレントの視点において、行為とはもともと人間の複数性、あるいは「間の世界」(Zwischenwelt) において可能な活動 (cf. WP. 122: 104) のことであり、とりわけ「言論」(Speech: Sprechen) という形態を通じてなされるような人びとの間の相互行為を指す⁽⁸⁾。この意味で、政治的な自由の積極的内容となる相互的・共同的なふるまいは、じつは「行為」の一語をもって言い換えることも可能といえる。行為こそがすぐれて自由なものであり、いわば「行為だけが自由のカテゴリーに入る」(DT. 223: I-287) のである。

(2) 自発性の自由とその「前政治性」

アーレントにとって、すぐれた自由はまず、複数の人びとの間でこそ成り立つ相互的・共同的なふるまい、行為のあり方を指すものであった。ただし、はじめに示唆したとおり、アーレントの思考において自由の概念はかなり多義的であり、積極的な意味で論及される自由にも、ひとまず複数の位相がある。そのうちで何より重要なのは、「自発性」の自由、アーレントがとくに「新しいことを始める」⁽⁹⁾ こととして規定する自由のあり方である。たとえばアーレントは、「行為」⁽¹⁰⁾ のある本質的なあり方にそくして次のように述べている。

「……」行為に特有であるのは、何らかの新たな始まりをも

たらずこと、新しい何かを始めること、イニシアティヴをとることであり、カントにそくしていえば、何らかの連鎖を自ら始めることである。自由という奇蹟は、始めることができるといふことにもとづいてゐる。〔……〕自由は、始めること、つまりふたたびカントにそくしていえば、自発性と同一であるといふ考へは、私たちにまはったくなくじみがないが、それは、私たちにおける概念的思考やその諸カテゴリーの伝統のうちでは、自由を意志の自由と同一視し、また意志の自由を、与えられたものとの間で、つまり粗っぽくいえば善と悪の間での選択の自由と解しているためである。(WP. 34: 25)

「自由という奇蹟 (Wunder)」は、「始めることができる」(Anfangen-Können) とつうことにごそもどづく。すぐれた意味での自由とは、けつして意志の自由、選択の自由ではありえず、「新しい何かを始めること」(etwas Neues zu beginnen) ができるといふこと、カントにそくしていえば、「自発性」にほかならない。

こうした自発性という意味での自由、新しい何かを始める自由について、アーレントは一方で、「始まりがあらんために人間は創られた」といふ『神の国』(第二卷第二章)の一節に示されるアウグスティヌスの視点に引きつけて、他方ではまた、『純粋理性批判』の弁証論におけるカントの超越論的自由、すなわち「ある状態を自ら始める能力」としての自発性の概念にそくして、

くり返し論じている。そしてアーレントの視点からすれば、このような「新しい何かを始めるという自発性」(the spontaneity of beginning something new) (LM. 2-203; II-243) は、「人間の自由のいわば核心をなすものとなる。すなわち、「自由の源泉」はまさしく「新しい始まりを生み出す人間の能力」のうちに存するのであり (OT. 612: 3-308)、「自発性」とは「人間の自由の最も普遍かつ基本的な表現」にほかならないのである (BPF. 96: 130)。

ところで、自発性の自由にかんするこれらの論点をふまえる前に確認していたところでは、アーレントにとってすぐれた自由とは何より、政治的自由のことであった。しかしその一方で、いまここにさしあたって素描したように、自発性の自由、新しいことを始める自由もまた、人間の自由の核心とみなされる。だとすれば、これら二つの自由は、はたしてどのような関係にあると解されるべきだろうか。アーレントの自由概念について論じられる際、たしかに、二つの自由がなかばそのまま重なるかたちで把握されていることもある。とはいえ、しばしば指摘されるように¹³⁾、これら二つの自由は、じつはさほど容易には接合されえず、むしろ相容れないものにとらえられることさえありうるように思われる。というのもアーレント自身が、両者の微妙なずれ、あるいは隔たりについて明確に説き及んでいるからである。ひとまず、ふたたび『政治とは何か』から引用する。

自発性の自由がなければ、あらゆる政治的自由はその最良の

最も深い意味を失うことになるであろうが、それにもかかわらず、自発性の自由そのものはいわば前政治的なものである。この自由は、結局はそれも世界から組織されうるといふそのかぎりでは、相互共存的な生活のさまざまな組織形態に依拠している。しかしこの自由は、究極的には個人から生じてくるために、きわめて不利な状況下でも、たとえば専制政治による介入に対してであれ、そのものとしてはなお保持されることができ。芸術家や、およそ他者たちから孤立したしかたで世界内の事物を制作するすべての者が有する創造性のうちにも、また自発性が表われているのであり、行為の能力によって生起させられることがまったくないなら、いかなる制作も不可能だといえる。(WP. 51: 40f.)

「政治的自由」に対する「自発性の自由」の微妙な隔たりについて、この一節からは少なくとも二つの論点を読みとることができ。まず一点目は、自発性の自由の「前政治的な」(prapolitisch)あり方にかかわる点である。つまり自発性の自由は、たしかに政治的自由の「最良の最も深い意味」をなすものであるとはいえず、しかし「そのもの」としては「前政治的なもの」であり、いいかえれば、人びとの間の関係に由来するのではなく、「究極的には個人から生じてくる」(letztlich aus dem Einzelnen entspringen)ものとみなされるのである。したがってそれはまた、他者たちとの相互的な関わりにおいて可能になる政治的自由とは対照的に、むしろ「他者たちから孤立したしかたで」(in Isolierung gegen

Andere) なされる制作の活動のうちにも表われるものとなる。別のテキストにそくしていえば、「始まりをもたらず」ことは、それ自体としては「ひとりて孤立して」(Dt. 521: II-92)、あるいは「ひとりの個人」によって (VA. 235: 241) なされるのである。

そしてこうした論点とも密接にかかわる第二の点は、いわば自発性の自由のあてはまる範囲にかんするものである。すでに確認したとおり、政治的自由の内容となるのは、実践的な活動の三区分別における「行為」、つまり「問の世界」でなされる対人的な相互行為であった。それに対し、先の一節において自発性の自由は、他者たちから孤立してなされるような「制作」、それゆえまた——アーレントの視点においては芸術作品の創造も制作に含まれるため——「芸術家」の活動のうちにも認められている。つまり自発性の自由は、他者たちの間で可能になる行為にかぎらず、自然ないし世界に対してなされるそれ以外の活動、とりわけ芸術作品の制作といった活動のうちにも見いだされうることになる。「自由そのものの能力、始めるといふ純然たる能力」は、「あらゆる人間の活動を生氣づけ引き起こす」のである (BPF. 167: 229 [強調は筆者], cf. VA. 18: 14)。

こうして、自発性の自由が政治的自由に対して看過しがたい隔たりをもつことは、ひとまず疑いえないように思われる。しかし、だとすれば、それら二つの自由の関係はいかに理解されるべきであろうか。一方でアーレントは、(本節の冒頭に引いた一節でのように)「個人は孤立させられては断じて自由ではない」と主張

し、複数の人びとの間で成り立つ相互的・共同的なふるまいのもとに、すぐれた自由を見いだす。とはいえ、他方でアーレントは、新しいことを始める自発性について、「ひとりて孤立して」なされる活動のうちにも見いだされるもの、あるいは「個人」から生じてくるものと考え、しかもそうした自発性のもとに「自由の源泉」を見る。二つの自由にかんずるこのようなアーレントの視点を、まったくの不整合としてたんに突き放して考えるのではなく、二つの自由の関係についても少し整合的に、たとえれば少なくとも両者の接点が理解可能になるように考察してみる必要があるであろう。そしてそのことは、たんにアーレントのテクストの整合的解釈という目的にとどまらず、アーレントの思考全体にかかわるいくつかの課題の考察に、そしてまたもう少し一般的には、自発性の概念をあらためて——他者との関係にもとづいて——とらえなおすことにも資するものとなるろう。

本稿ではこうした問題設定のもと、とりわけ先ほど整理した一つの論点、つまり自発性の前政治性ないし個性性という点からについて、その意味を少し打ちこめて考えてみることを通じ、⁽¹⁵⁾ アーレントの考える自発性の含意、そして政治的自由とそれとの接点について考察を加えたい。先に示唆したとおり、自発性の自由を、政治的自由そのものとは少し異なる意味で、とはいえやはり他者に対するある種の関係のうちで可能になるものとしてとらえるような視点を、アーレントの思考にそくして確認してみることで、そのことが本稿の目指すべき到達点となる。以下ではまず、節をあらためて、アーレントの思考における自発性の概念のいく

つかの特徴を、少ししていねいに確認しておきたい。

三 予測・予見の不可能性

すでに素描したとおりアーレントは、何かを始めることができるということを自発性として把握し、そこにすぐれた自由のありかを見いだす。とはいえ、自由をめぐる概念史をふりかえってみれば明らかであるように、自発性と自由との間にはある種の隔たりがあり、自発性を自由と等置することはじつは当然のことではない。⁽¹⁶⁾ そのかぎり、アーレントが自発性をいかなる意味で自由とみなすのかという点について、まずは確認しておくべきであろう。

西洋の思想史の伝統において、しばしば自発性は、(消極的には「外的な強制」等の不在として) 積極的なかたちではある種の「自己活動性」(Selbstätigkeit) として把握されてきた。⁽¹⁷⁾ そしてそれゆえに、自発性を自由とみなす多くの場合、程度の違いはあるにせよ、何らかの意味で「自己によって」(von selbst)、あるいは自己の「内的な」原理・根拠等によって行為が規定され可能になる、という点が想定されていることになる。⁽¹⁸⁾

アーレントの思考においては、しかしすでに見たとおり、「主権」としての自由、つまり自己支配や自己統治という意味での自由は、複数性という生の条件のもとで本来は成り立ちえないものとして退けられる。人間が為すことであって、「自分自身のもの」(his own) と認められうるようなものはじつはなく (BPF: 84:

Ⅱ3)、「私だけがその作者 (Autor) であり、私によってのみ決定されるようなものは存在しない」(DT. I-82: I-112)。そうである以上、自発性が自由とみなされるうえで、「自己」による、「自己」にもとづくといったことから、何か強い力点がおかれ¹⁹⁾たり、根拠が求められたりすることはありえないことになる。

しかしそうだとすれば、アーレントの視点にとって自発性が自由とみなされるのは、いかなる意味においてであろうか。それはひと言でいえば、「予測」・「予見」・「予期」といったことの「不可能性」(unpredictability, unforeseeable: Unberechenbarkeit, Unvoraussehbarkeit, etc.) とどう意味においてである。少し整理を加えておく。

まずアーレントにとつて、そうした「予測不可能性」、「予見不可能性」ということがらは、自由の不可欠の規定とみなされるものである。「自由は、人間の行為の絶対的な予測不可能性 (unpredictability) に依拠している」(MDT. 148: 228) のであり、いわば「自由の概念そのもの」には「予測不可能性が内在している」(EU. 420: II-267)。ところで、自発性とは「始める」こと、すなわち「新しい何か」を始めることができるということであった。この「新しい」何かとは、しかしあらためていうなら、どのようなことであろうか。それは、既存のものの反復には尽きないもの、現存するものには包摂されない何かであり、それゆえ、先行する既存のものにもとづく予測や予期を少なくともどこかで裏切り、超え出るような何かである。まさにそうした予見されえない新しい何かを始めることができるということ、それが自発性

であり、だからそこには自由が見いだされるのである。

こうしてアーレントの視点においては、「予測されがたく新しい何かを始めるという自由」(the freedom to start something unpredictably new) (LM. 2-32: II-40) こそ、自発性の自由が意味するものの核心をなしていることになる。自発性を自由とみなすうえで、「自己」にかかわる要素にはなく、予見や予期の不可能性という点にもとづくことが、アーレントの視点の特徴づけらるものとなるのである。(思想的に見れば、こうした自発性の規定は、たとえばローザ・ルクセンブルクにおける——しばしば「自然発生性」とも訳される——自発性の概念にごく接近したものと²⁰⁾いえる。) いわば、予測や予見の可能性を超え、あらかじめコントロールされることから逃れ出るような新しい何かを、予期されぬかたちで——ときにごく突発的なしかたで——始めることができるということ、そうした自発性に人間の根源的な自由のありかが看取されるのである。

自発性をめぐるこのようなアーレントの視点は、ところでまた、その全体主義論、そしてそれゆえに、ナチスの強制収容所をめぐるその分析のうちでも重要な位置を占めている。アーレントによれば、全体主義の支配体制によって目論まれるのは、何よりも「自由の廃絶、人間の自発性一般の除去」である (EU. 629: III-168)。全体主義がそのように自由、とりわけ自発性を、根絶の標的とする理由について、アーレントは独語版『全体主義の起源』のなかでこう述べている。

全体的支配の立場からすれば、いかなる中立性も、いやそれどころか、自発的に示される好意すらも、明白な敵意とまったく同様に危険である。その理由はまさに、自発性そのものがその予測不可能性において、人間に対する全体的支配の最大の障碍となるからである。「……」全体主義的体制にとって問題であるのは、人間に対する専制的な体制をうち建てることではなく、人間がまったく不要とされるシステムをうち建てることである。絶対的にコントロール可能な反応装置、いっさいの自発性を完全に剝奪された操り人形、もはやそうしたもののしか問題とならないときのみ、全体的権力は行使されること、そして保証されることができるのである。

(EU. 698: III-261f.)

自発性が「そのものとして」、「人間に対する全体的支配の最大の障碍」であるのは、「その予測不可能性 (Unberechenbarkeit)」においてである。人間が自発的であり、つまりは予測や予期の及ばないことをなしうる存在であるそのことが、「全体的支配」にとってはただちに「危険」なのである。それゆえに全体主義の支配体制は、「人間がまったく不要とされるシステム」を、すなわち人間がその「いっさいの自発性を完全に剝奪され」、「絶対的にコントロール可能な反応装置」(absolut kontrollierbare Reaktionsbereitschaft)へと縮減されるようなシステムを確立しようとする。それは、自発的な存在であるはずの人間を、たんなる「確定的な反応の束」(EU. 240: II-38)に、すなわち「同じ条件

を与えられればいつも同じしかたで反応するような反応の束」に変えようとする試みである (EU. 304: II-118)。

このような全体主義の企てにおいて——なかば逆説的に——前提されているのは、本来人間はすべて、まさに「人間」である以上、つねに自発的にふるまいうる存在である、ということである。すなわち、「自発性の自由」は、「人間の条件の確固たる一部」(part and parcel of the human condition)をなすものにはかならない (LM. 2-110: II-134)。とはいえ、そのようにあらゆる人間がいわば本質的に自発性をそなえているとして、そもそもそのことは何によって担保されているのであろうか。つまり、自発性の自由そのものの根拠を、アーレントはどのような点に想定しているのだろうか。次節では、唯一的な存在としての人間の「誕生」ということがらにそくし、そのことを確認しておきたい。

四 出生性と唯一性

予見されえない新たなものを始める自由、自発性の自由を担保する根拠について、アーレントはそれを、おそらくただちには関連をつけにくい、あることからのもとに見いだす。すなわち、人間がすべて「誕生」してきたこと、その「出生」という事実がそれである。まずは、『人間の条件』の独語版(『活動的生』)から端的な箇所を引いてみる。

どんな人間であれ、誕生したということを根拠として、ひと

つゝの *initium*、すなわち始まりであり、この世界における新参者である。それゆえに人間は、イニシアティヴをとること、始める者となること、新しいものごとを始動させることができるのである。(VA. 215: 219)

人間は「誕生したということ」(das Geborensein) のために、誰もがひとつの「始まり」(Anfang) であり、それゆえに「新しいものごとを始動させることが出来る」(Neues in Bewegung setzen können)。²¹つまりは自発的な存在でありうる。ここでも、少し言葉を加えつつ整理しておく。

まず、人間がすべて「誕生したということ」、いわば「人間は誕生によって世界に現われるという事実」を、アーレントは「出生性」(natality: *Natalität*) と呼ぶ (VA. 316: 326; OR. 203: 337)。人間が有限な存在者であるかぎり、誰でも人間は、生まれ、誕生してきた存在であるといわれなければならない。その意味で出生性は、人間のすぐれて根本的な条件のひとつをなすものといえる (cf. VA. 18: 13E)。そしてその誕生において、すべての人間は、一人ひとりが「新たな始まり」である。つまり、各人はそのつど新たに、ひとつの「始まり」として現われ、生まれ出てきたはずである。このような人間の出生性、それゆえまたそれぞれが新たな始まりであるということ、アーレントはそこに、新しい何かを始めうる自由、自発性の根拠を見いだす。「始まりのためのその能力は、出生性に根ざしている」(LM. 2-217: II-258) のであり、あるいは「人間は、始まりであるがゆえに、始めることができる」のである (BPF. 166: 227)。²²

いけば人間の「誕生」に「自由の可能性の条件」を見いだすこのようなアーレントの視点 (DT. 746: II-88) は、とはいえず、しばしば指摘されずとおり、そのまま理解可能なものとはみなしえない。²³ そもそもなぜ、各人が「始まり」であるということが、あるいは出生性が、予見されえない新たなことを始める自由を担保し、自発性の自由を裏づけるものとなるのだろうか。ここではとくに、人間がそれぞれ「新たな始まり」であり、それゆえに「唯、一的な」存在となるという、出生性に含意されていることからそくして、そのことを考えたい。順を追って整理してみる。

まずあらためていえば、誕生するとは、この世界のうちに人が生まれ、現われるということである。すなわち、あくまで既存の世界、先立って存在する人びとの共同世界のうちに、これまでは存在しなかったもの、まったく新しいものが到来するということがある。誕生するものは、だから既存の世界からすれば、各々がそのつど新たに到来するものとして、「新参者」(newcomer: *Neuankunftling*) として現われる。人間それぞれの「唯一性」(uniqueness: *Einzigartigkeit*)、一人ひとりの絶対的な差異を支持しているのは、誕生におけるそのような各人の「新しさ」である。²³ そしてアーレントは、出生性においてもたらされる人間一人ひとりのそうした新しさ、それゆえまたその唯一性のもとに、いわば自発性の根源を見る。ふたたび『人間の条件』独語版から引く。「新しい始まりという意味での行為」の能力をめぐり、アーレントはこう述べている。

こうした、まったく予見不可能であることのための能力はまた、唯一性に、すなわち各人を、「かつて」存在した、また「いま」存在している、そして「これから」存在するであろう、どんな者とも区別する唯一性に、もっぱらもついでいる。ただし、この唯一性は、何か特定の諸性質が事実として存在することではないし、ある「個体」における既知の諸性質の唯一的な組成に対応するでもない。むしろこの唯一性は、いっさいの人間の共存を基礎づけている出生性という事実にもとづく。この誕生性によって、人間はかつて誰もが、唯一的に新しいものとしてこの世界のうちに現われてきたのである。(VA. 217: 221. 「」は筆者)

「まったく予見不可能であることのための能力」(Begabung für das schlechthin Unvorhersehbare) 、「いわば新しい何かを始めることができるという自発性は、各人を他のいかなる者からも区別する唯一性に「もっぱらもついで」おり、そしてその唯一性はまた、出生性ないし「誕生性」(Gebürtlichkeit) に、すなわち一人ひとりが「唯一的に新しいもの」(ein einzigartig Neues) としてこの世界に現われてきたという事実にもとづく」。人間は、その誕生においてそれぞれ新しい始まりであり、新参者としてこの世界に到来するがゆえに、一人ひとりが唯一的な存在である。⁽²⁴⁾ そのことが、すなわち出生性のゆえの人間の唯一性が、自発性の自由を担保する。つまり、既存のものごとにもとづく予見

や予期には包摂されえないような新たな何かを始めうるという自由を裏うちするのである。

こうしたアーレントの視点は、出生性が自発性を支える理由について、ひとまず一定の説明を与えるものとはいえる。ただし、このかぎりではなお、少なからず形式的であることは否めないであろう。それゆえここでは、もう少し出生性の含意について踏み込み、とりわけ各人が新参者として、あるいは「唯一的に新しいもの」として誕生するというのがらのやや別の面にそくして、さらに考えてみることにする。

すでに確認したように、誕生するとは、人がこの世界のうちに新参者として現われるということであり、そしてそのことが各人の唯一性を可能にするのであった。ところでアーレントは、いくつかのテキストでくり返し、「新参者」というそのあり方を、「よそ者」(stranger: Fremde/Fremdling) と言い換えてもいる。「新参者は、よそ者としてこの世界のうちへと誕生してきた」(VA. 18: 13) のであり、あるいは「誕生により人間は、よそ者にして新参者としてこの世界のうちにやって来る」(CR. IV: 71)。「よそ者」としてあるということとは、しかしあらためて考えてみれば、どのようなことかであろうか。

一方でそれは、いうまでもなく、既存の世界にとって誕生する者が有するあり方、その新参者としてのありようにかかわる。すなわち、現存する世界にとって、あるいはすでに存在している人びとに対して、誕生する者が、何かなじみのない新しさをもち、それゆえ疎遠さ、異他性を有しているということである。他方で

しかし、そのことはまた、誕生する者に対して既存の世界が現われるあり方を暗に示すものということもできる。つまり、誕生する者、新参者にとって、先立って存在する世界、既存の共同世界が、何かしら疎遠であり、異他的であるということを含意している。誕生する者が新たに到来する者である以上、既存の共同世界との間にはそうした疎遠さ、差異が蔽いがたく存在し、そしてまた、各人が唯一な存在でありつづけるかぎり、そのような差異、異他性が無化されてしまうことはない。⁽²⁵⁾アーレントの視点からすれば、人間が生きる、つまり、出生性を不可避の条件とする唯一な存在者がこの世界で生きるということは、そうした意味で、たえず何ほどか「よそ者」としてあることであり、既存の世界との間の差異、この世界に対する何らかの疎遠さともにあるということである。(したがって、既存の世界にすっかり「適応してしまい」、そうした異他性が消失してしまうとき、人はすでに「死に直面している」ことになる(DT, 781: II-418; cf. CR, 77: 71)。

そしておそらくは、誕生してきた者、それゆえ唯一な存在者のもとに、避けがたく伴われるこうした「よそ者」としてのあり方こそ、出生性が自発性の自由を担保するという事態をより端的に説き明かすものであるといえよう。というのも、自発性の自由が可能であるためには、各人と既存の世界、先立つ共同世界との間に、ある種のずれ、いわば「断絶」(une rupture)⁽²⁶⁾のはらまれていることが不可欠の条件となると考えられるためである。人が既存の世界のありようにそのまま適合し、完全に順応してしまっ

ているのではなく、そこから何ほどの差異、一定の隔たりを保持しているというそのことが、既存のものごとの反復には尽きない新たなもの、先行することがらにもとづく予測や予期を超え出るような新しい何か、そうしたものを始める可能性を開くことになる。「世界にびったりはめ込まれたり埋め込まれたりしていない」(be not fitted or embedded into it: [= the world]) ということが、「世界のなかで新しい何かを始める」自由を成り立たせる前提となるのである(CR, 5: 4「」は筆者)。

人間は誰であれ、かつて誕生し、それぞれが新たな始まりであった。それゆえに、各々が唯一なものであり、既存の世界、先行する共同世界との間にたえず何らかの差異をはらんでいる。人間が本来、つねに自発的にふるまいうる存在であるということを担当しているのは、まさにそのことである。出生性のゆえに、既存の世界に対して異他的であり、一人ひとりが唯一的人間のありようこそが、自発性の自由を裏うちするのである。そしてこのことはまた、すでに言及した全体主義による人間の支配のあり方とも、深く関連している。全体主義の支配体制——とりわけ強制収容所——が自発性の根絶を企てる時、それは同時に、ほかならぬ人間の唯一性を、したがって一人ひとりの比類なき個性、その「唯一な個性性」(unique individuality)を破碎しようとする試みであった(cf. EIU, 304: II-118)。「自発性の抹殺」と「個性性の破壊」とはただちに重なりあうのである⁽²⁷⁾(EIU, 696: III-258)。

自発性の自由、それがアーレントの視点においていかなるもの

としてとらえられ、その根拠がいかなる点に見いだされているのか、ひとまずそのことは明らかになった。自由の源泉をなすものとみなされるこうした自発性の自由は、ところで、アーレントの思考においては、(いまもあらためてそれが「唯一的な個性性」にもとづいていることを確認したとおり)「究極的には個人から生じてくる」もの、それ自体としては「前政治的なもの」といわれていた。そしてそれゆえに、他方でアーレントがすぐれた自由として把握する政治的な自由、つまり人びとの間の相互的・共同的な関わりにもとづく自由のあり方とは、容易に埋めがたい隔たりをもつように思われたのである。いまや、アーレントの考える自発性の概念の大枠が確認された以上、自発性の自由と政治的自由との接点、あるいはそれと複数性との関連が問われるべきであろう。次節では、アーレントの思考のもとで、自発性の自由にとっても人間の複数性、あるいは他者たちの存在がある種の前提となっていることを、まず確認してみることにしたい。

註

- (1) Honneth, *Das Andere der Gerechtigkeit*, S. 288 / 訳書「三頁」一四頁; Butler, *Notes Toward a Performative Theory of Assembly*, p. 88 / 訳書「一七頁」。
- (2) アーレントの著作からの引用はすべて、文献一覧に提示した略号によりテキストを示したうえで(略号はHeuer, et al. (Hrsg.), *Arendt Handbuch*, S. 394f.に倣った)、原書の頁数とコロンの後に邦訳書の頁数を挙げる(邦訳書が複数巻に分かれる場合は、当該の巻数をローマ数字で示し、ハイフンの後に頁数をあげる)。なお、引用部にあつては、訳語を統一するという意味からも、筆者自身が訳出した箇所が少なからずある。

(3) この点にかんする簡潔な整理として、たとえば以下を参照。川崎修『ハンナ・アレントの政治理論』、一五二―一五六頁; 齋藤純一『自由』、四六―六一頁。

(4) Berlin, *Two Concepts of Liberty*, pp. 177-178, p. 190, etc. / 訳書「三二六―二〇頁、三四一頁、など」。

(5) アーレントはまた、世界の現実性 (reality: Realität) そのものが、人間の複数性、それゆえ複数の人びとの相互的な関わりによって、はじめて可能になるということを、くりかえし主張している。つまり、自分ひとりの視点からではなく、「立場の複数性」「諸々の視点」からものがとらえられること、そして「それぞれの視点を相互に共有し交換しあう (miteinander und gegeneinander austauschen) こと」により「世界の現実性が成り立ちうると考えるのである」(WP, 105: 88f, *ibid.*: 52: 41)。

(6) 「協調して行爲する」(act in concert) というヘドンド・パークに由来する言葉は、アーレントが(このあと本文で言及する)「すぐれた「行爲」のあり方を表わすものとして、しばしば用いられるものである」(cf. EU, 713: III-279, WP, 50: 40, LM, I-91: I-107, DT, 82: I-112)。それと政治的自由との関連については、たとえば以下も参照。Beiner, *Action, Natality and Citizenship*, p. 369 / 訳書「四五三頁」。なお、「協調して行爲する」ということがらについてパークが言及しているのは、「政治的な結合」(political connection) の重要性を説く文脈においてである。Burke, *Thoughts on the Cause of the Present Dis-*

- contents, p. 529 / 訳書、二七五頁。
- (7) action (Handeln) については、主として「活動」と「行為」という二つの訳語があるが、本稿では「行為」という訳語を用いる。
- (8) 「行為」と「言論」(ないし「語り」)がどこまで重なりうるのかという点は、アレントの解釈者たちの間でも議論の分かれる微妙な論点である。この点についての簡潔な整理として以下を参照。橋爪大輝「活動／行為」、五九頁以下。
- (9) なお、アレントの思考にとって重要な意味をもつ自由の概念には、*moven*に「運動の自由」(freedom of movement: Bewegungsfreiheit)がある。この運動の自由(ないし「動きの自由」)については、ここでたち入ることはできないが、たとえば以下を参照。齋藤純一「自由」、七〇―七一頁；同「自由論」、二一八―二一九頁。
- (10) 「行為」の概念もまた、このあと詳述する二つの自由——政治的自由と自発性の自由——のあり方とほぼ重なりあう二義性をはらんでいるように思われる。行為概念の二義性については、たとえば以下を参照。Beiner, op. cit., pp. 362-363 / 訳書、四四―四五頁；千葉真「アレントと現代」、五四頁、六一―二二頁。
- (11) アウグスティヌス『神の国』、第三巻、一五九―一六〇頁、参照。
- (12) Kant, *Kritik der reinen Vernunft*, A533/B561 / 訳書、第五卷、二二二―二三頁。
- (13) たとえば以下を参照。木前利秋「始まり」の構想力」、二六四頁、二六六頁など。また、少し文脈を異にするが、アレントの政治的自由ないし「共和主義的自由」を「エリート主義的な」自由とみなし、始まりをもたらす自発性の自由を「平等主義的な」ものとしてとらえ、両者の間の「断絶」をある意味で積極的に把握する論考として、以下を参照。Brunkhorst, *Equality and elitism in Arendt*, p. 178, 181f., 189ff., etc.
- (14) たとえば、アレントにおける「責任」の概念をめぐる課題がそのひとつになると思われる。よく知られているように、アレントは一種の共同な責任のあり方である「政治的責任」を端的に認める一方で、同時に、(しかもその政治的責任とは峻別するかたちで)「個人の責任」をやはり強く主張する(そうでなければ、たとえばアイヒマンを断罪することはできない) (cf. E. 297f.; 229, RJ, 27ff.; 36ff.)。ただし、自由を「政治的自由」として把握する思考、ないし人間の「複数性」に力点をおく視点から「政治的責任」を導き出すことはいわば自然であるのに対し、そこから「個人の責任」を基礎づけようとすることは(アレント自身もしばしばそのことに言及しているとおろ)容易ではなく、むしろさしあたっては困難であるようにも思われる。その意味で、アレントの思考のうちに、政治的自由とはひとまず異なる自由のあり方を見いだしつつ、しかもそれと政治的自由との接点を探るといふ本稿の課題は、二つの「責任」の根拠をそれぞれ確保しながら、両者の関係を整合的なかたちで把握するという一定の寄与をなしうるように思われる。
- (15) 二つ目の論点、すなわち、自発性の自由のあてはまる範囲が政治的自由よりも広く、たとえば芸術作品の制作といった活動にも及ぶと考えられる点については、以下では基本的に考察の対象としない。その点にそくして本稿の課題を検討するためには、とりわけアレントの芸術論を仔細に分析することが不

可欠になると思われるが、そのことは本稿の範囲を超えてしまうためである。以下では、関連する若干のことがらについて註などで言及するにとどめる。

(16) 自由意志をめぐる古典的な論争において「意志の自由」(無差別の自由)と「自発性」とが対立的に把握されたことは周知のとおりであるが、意志の自由をすぐれた真の自由とみなす立場からすれば、自発性そのものは因果的な被決定性と両立可能なものであり、それゆえたとえは「野獣」・「動物」のふるまいのもとにも見いだしうるものにすぎないとされる。そのような視点はたとえば、ホップズと論争したブラムホルから、現在のハーバーマスにいたるまで、くりかえし呈示されてきた(Bramhall, Bramhall's discourse of liberty and necessity, p. 2; Habermas, Das Sprachspiel verantwortlicher Urheberschaft und das Problem der Willensfreiheit, S. 265)。なお、意志の自由と自発性との対立にかんするごく簡潔な整理としては、たとえば以下も参照。Kenny, Freedom, spontaneity and indifference, pp. 90-92.

(17) たとえば、カントは端的に、「純粹な自発性」を「純粹な自己活動性」として、あるいは「絶対的な自発性」を「自由な選択意志による内的な原理からの自己活動性」として把握している(Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, S. 452 / 訳書「一九一頁: *Metaphysik L*, S. 267 / 訳書「一一一頁」。

(18) そもそも、自発性の概念のひとつの源流とされるギリシア語の「ヘクレーシオン」に関連して、アリストテレスは、(たとえば後にライブニッツも『弁論論』三〇一節で自発性に言及する際に引いているとおり)、『ニコマコス倫理学』第三巻のなかで次のように述べている。「自発的なもの (*τὸ ἐκόντων*) とは、

行為の始点が、行為が行なわれる際の個別的な事柄を知っている行為者自身の内にあるようなものだと考えてよいであろう」(Aristoteles, *Ethica Nicomachea*, 1111a22-24 / 訳書「九六頁」)。西洋思想史における自発性の基本的な概念史については、さしあたり以下を参照。Hoffmann, Spontaneität, S. 142ff.; Sgarbi, *Kant on Spontaneity*, pp. 19-27.

(19) すでに確認したとおり、アーレントはくりかえし、カントにおける「ある状態を自ら始める能力」という規定にそくして自発性を特徴づけているが、そのような場合でも、しばしば「自ら」(von selbst)という点が省かれたかたちで言及されている。また、「自ら」という点が添えられているケースも少なからずあるが、その際も、(この後確認するとおり)「自ら」という点に強く力点がおかれて自発性が把握されているわけではないといえる。

(20) ローザ・ルクセンブルクは、レーニンらとの論争を介しても知られているように、プロレタリア革命における大衆的な運動や闘争の「自発性」を強く重視した。ルクセンブルクの視点において、自発性とはたとえば、大衆ストライキといった行動が「計画も意図も持たずに」開始されること、それを引き起こす要因を「予見したり予測したりすることはきわめて困難である」(äußerst schwer sein, vorauszusehen und zu berechnen) こと、またそれが「予測されない」(unberechenbar) ものであり、「いかなる党派によっても人為的に (künstlich) 産み出されえない」ものであること、等々を意味している(Luxemburg, *Massenstreik, Partei und Gewerkschaften*, S. 198, 206 / 「大衆ストライキ・党および労働組合」二二二頁、二二九頁: Die Krise der Sozialdemokratie, S. 375 / 「社会民主党の危機

(ユニウス・プロシューレ)」、二六二頁)。なお、ここではこれ以上たち入らないが、アーレントには「非常に共感をこめて」書かれたルクセンブルク論(『暗い時代の人々』所収)があるだけでなく、一九五〇年代の遅くない時期以降ルクセンブルクの「自発的革命」の概念が「アーレントの思想の中に浮かんでいた」と考えられること、あるいはまた、とりわけ『革命について』における自発性の概念や「評議会」の構想が「ルクセンブルクの見解を彷彿とさせる」こと等々から、自発性の概念も含むアーレントの思想にルクセンブルクが少なからぬ影響を与えていたことが想定される(カノヴァン『ハンナ・アレントの政治思想』、一六六―七頁・ヤング＝ブルーエル『ハンナ・アレント』、四三七―九頁、五九七―六〇一頁、参照)。

(21) アーレントにとつて、先にごく簡単にふれたアウグスティヌスの視点がすぐれて問題となるのは、新しい何かを始める能力、自発性の自由を、出生性によって裏づけようとするこの点にかんしつである (cf. VA. 215f.: 219f. BPF. 165f.: 226f. LM 2-216f.: II-257f.)。このことに関連するアーレントの思想形成史をていねいに説き明かしたものとして、以下を参照。森川輝一『始まり』の「アーレント」、とくに二八一頁以下。

(22) たとえば、斎藤慶典『私は自由なのかもしれない』、二五五―六頁。

(23) この意味で「出生性」は、人間の「複数性」を裏うちするものともなる。「人間の複数性は、それが出生性の事実にもとづくかぎり、人間の生の根本的な諸条件のひとつである」(BPF. 61: 79)。

(24) 誕生により各人が「唯一的に新しいもの」としてこの世界に現われるということは、一人ひとりの生における「唯一性」

をいわばその後も支えつづける基底となる。「個々の人間の誕生、つまり新たな始まりであるということとは、起源 (origin) がけつて完全に過去のものとはなりえないというしかたで、人間の独創的な性格をくりかえし確認する (re-affirm the original character of man)」(EU. 321: II-140)。

(25) ただし、出生性にもとづく「よそ者」としてのあり方は、(行為や自由そのもののあり方とも関連するかたちで)「同等」な人びとの間の共同的な関わりにおいては、なかば放棄されることにもなる。たとえば、「そうした相互共存のうちで将来的にも生きていく心づもりのある (bereit sein) 者」とは、「誕生により新参者としてこの世界にやってきた者が有している根源的な異他性 (die ursprüngliche Fremdheit) を放棄する」という「心づもりのある」者である (VA. 220: 225)。とはいえ(註(24)にも関連するが)誕生してきた者、出生性にもとづく存在者にあつては、「よそ者」としてのあり方が無化されてしまつてはなからぬ。私たちは「結局 (after all)、『よそ者』なのである (DT. 470: II-27)。

(26) たとえばサルトルにあつて、自由の決定的なモメントとなる「世界および自己自身に対する無化的な断絶」は、いうまでもなく、「対自」ないし意識の作用に帰されることになる (Sartre, *L'être et le néant*, p. 483 / 訳書、第三卷、三四頁)。それに対しアーレントの視点においては、既存の世界に対するある種の断絶、ずれをもたらず基底的な根拠が、「よそ者」として誕生してくるという出生性にもとづいて理解されるのである。

(27) アーレントは、とりわけ強制収容所における人間の「全体的支配」のあり方に三つの段階を区別している。第一の段階は「法的人格」の破壊、あらゆる「権利」の剥奪であり、第二の

段階は「道徳的人格」の破壊、いわば「良心」の解体である。そして第三の段階となるのが、「人間の人格の個性性」その比類なき唯一性 (Einmaligkeit) の破壊、「つまり唯一的な個性性の破砕である。全体的支配が「達成される」のは、この第三の段階となる個性性の破壊によってであり、すなわち、まさしく自発性が根絶され、いわば「死が確実に待ち受けているときにすら、その反応を計算することのできる、完全に条件づけられた存在者」へと人間が還元される」ことによるのである。(EIU, 240: II-37f, EU, 687-697; III-246-258)

文献一覧 (「上」のみ)

I: マーハント (Arendt, Hannah) の文献

BPF: *Between Past and Future. Eight Exercises in Political Thought* (1961/68), Penguin Classics, 2006 / 『過去と未来の間』(引田隆也・齋藤純一訳) みすず書房、一九九四年

CR: *Crisis of the Republic* (1972), Harcourt Brace & Company, 1972 / 『暴力にたいして——共和国の危機』(山田正行訳) みすず書房、二〇〇〇年

DT: *Denktagebuch 1950-1973*, Ursula Ludz und Ingeborg Nordmann (Hg.), Ungedruckte Taschenbuchausgabe, Piper, 2020 / 『思索日記Ⅰ 1950-1953』・『思索日記Ⅱ 1953-1973』(青木隆嘉訳) 法政大学出版局、二〇〇六年

E: *Eichmann in Jerusalem. A Report on the Banality of Evil* (1963/68), Penguin Classics, 2006 / 『イェルサレムのアイヒマン』(大久保和郎訳) みすず書房、新装版、一九九四年

東京経済大学 人文自然科学論集 第一五〇号

EIU: *Essays in Understanding 1930-1954*, Jerome Kohn (ed.), Harcourt Brace & Company, 1994 / 『アーレント政治思想集成』(齋藤純一ほか訳) みすず書房、全三巻 [『アーレント政治思想集成Ⅰ 組織的な罪と普遍的な責任』・『アーレント政治思想集成Ⅱ 理解と政治』]、二〇〇二年

EU: *Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft* (1955), Ungedruckte Taschenbuchausgabe, Piper, 1986 / 『全体主義の起源』(大久保和郎ほか訳) みすず書房、全三巻 [『全体主義の起源Ⅰ 反ユダヤ主義』・『全体主義の起源Ⅱ 帝国主義』・『全体主義の起源Ⅲ 全体主義』]、新装版、一九八一年

HC: *The Human Condition* (1958), 2nd edition, The University of Chicago Press, 1998 / 『人間の条件』(志水速雄訳) ちくま学芸文庫、一九九四年

LM: *The Life of the Mind. One-volume Edition*, Harcourt Brace, 1978 / 『精神の生活』(佐藤和夫訳) 岩波書店、上・下 [『精神の生活上 第一部 思考』・『精神の生活上 第二部 意志』]、一九九四年

MDT: *Men in Dark Times* (1968), Harcourt Brace & Company, 1968 / 『暗い時代の人々』(阿部齊訳) ちくま学芸文庫、二〇〇五年

OR: *On Revolution* (1963/65), Penguin Classics, 2006 / 『革命について』(志水速雄訳) ちくま学芸文庫、一九九五年

OT: *The Origins of Totalitarianism* (1951/58), Penguin Classics, 2017 / 『全体主義の起源』、全三巻

PP: *The Promise of Politics*, Jerome Kohn (ed.), Schocken Books, 2005 / 『政治の約束』(高橋勇夫訳) ちくま学芸文庫、二〇一八年

- RJ: *Responsibility and Judgment*, Jerome Kohn (ed.), Schocken Books, 2003 / 『責任と判断』(中山元訳) 筑摩書房、二〇〇七年
- VA: *Vita activa oder Vom tätigen Leben* (1960), Ungekürzte Taschenbuchausgabe, Piper, 2002 / 『活動的生』(森一郎訳) みすず書房、二〇一五年
- WP: *Was ist Politik? Fragmente aus dem Nachlaß*, Ursula Ludz (Hg.), Piper, 2003 / 『政治とは何か』(佐藤和夫訳) 岩波書店、二〇〇四年
- II. それ以外の文献
- Aristoteles: *Ethica Nicomachea*, Oxford Classical Texts, 1894 / 『ニコマコス倫理学』(朴一功訳) 京都大学学術出版会、二〇〇一年
- Beiner, Ronald: *Action, Natality and Citizenship*, Hannah Arendt's Concept of Freedom, in Zbigniew Pelczynski / John Gray (eds.), *Conceptions of Liberty in Political Philosophy*, The Athlone Press, 1984 / 「フーノム」(齋藤純一訳)、『自由論の系譜』行人社、一九八七年、所収
- Berlin, Isaiah: *Two Concepts of Liberty* (1958), in Berlin, (ed.) by Henry Hardy), *Liberty*, Oxford University Press, 2002 / 「二つの自由概念」(生松敏三訳)、『自由論』みすず書房、一九七一年、所収
- Bramhall, John: *Bramhall's discourse of liberty and necessity*, in Vere Chappell (ed.), *Hobbes and Bramhall on Liberty and Necessity*, Cambridge University Press, 1999.
- Brunkhorst, Hauke: *Equality and elitism in Arendt*, in Dana Villa (ed.), *The Cambridge Companion to Hannah Arendt*, Cambridge University Press, 2000
- Burke, Edmund: *Thoughts on the Cause of the Present Discontents* (1770), in *The Works of The Right Honourable Edmund Burke in twelve volumes*, John C. Nimmio, 1887, vol. 1 / 『現代の不満の原因を論ず』(中野好之訳)、『エドモンド・バーク著作集』みすず書房、第一巻、一九七三年、所収
- Butler, Judith: *Notes Toward a Performative Theory of Assembly*, Harvard University Press, 2015 / 『アセンブリ——行為遂行性・複数性・政治』(佐藤嘉幸・清水和子訳) 青土社、二〇一八年
- Habermas, Jürgen: *Das Sprachspiel verantwortlicher Urheberschaft und das Problem der Willensfreiheit*, in Hans-Peter Krüger (Hrsg.), *Hirn als Subjekt? Philosophische Grenzfragen der Neurobiologie*, Akademie, 2007
- Heuer, Wolfgang / Heiter, Bernd / Rosenmüller, Stefanie (Hrsg.): *Arendt Handbuch. Leben-Werk-Wirkung*, J. B. Metzler, 2011
- Hoffmann, Thomas S.: *Spontaneität*, in Joachim Ritter und Karlfried Gründer (Hrsg.), *Historisches Wörterbuch der Philosophie*, Schwabe, Bd. 9, 1995
- Honneth, Axel: *Das Andere der Gerechtigkeit. Aufsätze zur praktischen Philosophie*, Suhrkamp, 2000 / 『正義の他者——実践哲学論集』(加藤泰史・日暮雅夫ほか訳) 政法大学出版局、二〇〇五年
- Kant, Immanuel: *Kritik der reinen Vernunft* (1781/87), Felix Meiner, 1971. / 『純粋理性批判』(有福孝岳訳)、『カント全集』岩波書店、第四一六巻、二〇〇一六年、所収

- *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten* (1785), in *Kant's gesammelte Schriften*, hrsg. von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, Bd. IV, 1911 / 『道徳形而上学の基礎づけ』(宇都宮芳明訳) 以文社、一九八九年
- *Metaphysik I, Kosmologie, Psychologie, Theologie nach Politz*, in *Kant's gesammelte Schriften*, Bd. XXVIII, 1. Hälfte, 1968 / 『形而上学I』、『カント全集』第一九卷、二〇〇二年、所収
- Kenny, Anthony: *Freedom, spontaneity and indifference*, in Ted Honderich (ed.), *Essays on Freedom of Action*, Routledge, 2015
- Luxemburg, Rosa: *Massenstreik, Partei und Gewerkschaften* (1906), in *Ausgewählte Reden und Schriften*, hrsg. von Marx-Engels-Lenin-Institut beim ZK der SED, Dietz, Bd. 1, 1951 / 『大衆ストライキ・党および労働組合』(河野信子・谷川雁訳)、『ローザ・ルクセンブルク選集』現代思潮社、第二巻、一九六九年、所収
- *Die Krise der Sozialdemokratie* (Junius-Broschüre) (1915/16), in *Ausgewählte Reden und Schriften*, Bd. 1 / 『社会民主党の危機(ユニウス・ブロシユレ)』(片岡啓治訳)、『ローザ・ルクセンブルク選集』第三巻、一九六九年、所収
- Sartre, Jean-Paul: *L'Être et le néant. Essai d'ontologie phénoménologique*, Gallimard, 1943 / 『存在と無——現象学的存在論の試み』(松浪信三郎訳)ちくま学芸文庫、第一―III巻、二〇〇七年
- Sgarbi, Marco: *Kant on Spontaneity*, Bloomsbury, 2013

東京経済大学 人文自然科学論集 第一五〇号

- アウグスティヌス『神の国』(服部英次郎ほか訳) 岩波文庫、全五巻、一九八二―一九九一年
- カノヴァン、マーガレット『ハンナ・アレントの政治思想』(寺島俊穂訳) 未來社、一九九五年
- 川崎修『ハンナ・アレントの政治理論——アレント論集I』岩波書店、二〇一〇年
- 木前利秋『始まり』の構想力——唯一性と複数性のあいだ』、『現代思想』一九九七年七月号、所収
- 齋藤純一『自由』岩波書店、二〇〇五年
- 『自由論——複数性のもとで「動く」自由』、日本アレント研究会(編)『アレント読本』法政大学出版社、二〇二〇年、所収
- 斎藤慶典『私は自由なのかもしれない——責任という自由』の形而上学』慶應義塾大学出版会、二〇一八年
- 千葉眞『アレントと現代——自由の政治とその展望』岩波書店、一九九六年
- 橋爪大輝『活動／行為——それは語りなのか』、『アレント読本』所収
- 森川輝一『〈始まり〉のアレント——「出生」の思想の誕生』岩波書店、二〇一〇年
- ヤングブルーエル、エリザベス『ハンナ・アレント——〈世界への愛〉の物語』(大島かおりほか訳)みすず書房、二〇二一年

*本稿は、二〇二〇年度東京経済大学共同研究助成費(研究番号D20-3)に基づく研究成果の一部である。

一九